

令和5年3月20日

関係各位

金沢大学人間社会学域 学校教育学類
学類長 山本 卓（公印省略）

令和5年度 金沢大学人間社会学域学校教育学類附属小学校長公募 公募要項

金沢大学人間社会学域学校教育学類では、附属小学校において実験的、先導的な教育課題に取り組んでいます。この取り組みを推進するため、これまでに培った組織をまとめるマネジメント力、企画力、ネットワーク及び実行力を活かして、校長として附属小学校の魅力ある学校づくりに貢献いただける人材を広く公募します。

1 求める人物像

大学附属学校や公立学校等での管理職の経験を有し、次の（１）～（３）を兼ね備えている方を募集します。

- （１）リーダーシップとマネジメント力を発揮して、「チーム学校」を推進できる方
- （２）実験的、先導的な教育課題への取り組みを推進できる方
- （３）本学の学校教育学類・大学院教職実践研究科と連携した教育実習・学校実習を推進できる方

2 募集人数 1名

3 選考方法等について

（１）応募資格

次の各号に掲げる項目のすべてに該当する者

- ① 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない者
- ② 大学附属学校や公立学校や行政機関、研究・教育機関等において、校長、副校長、教頭等管理職の経験を有する者
- ③ 教育に関する見識と情熱を有する者
- ④ 昭和38年4月2日以降に生まれた者

（２）選考方法

◆一次選考：書類選考

結果は、6月30日（金）までに本人宛に郵送にて通知します。

◆二次選考：書類と面接による選考

〔選考日（予定）〕 7月6日（木）

第一次選考合格者に対して二次選考を行います。実施に当たっての詳細は、第一次選考合格者に第一次選考結果と併せて通知します。

なお、面接等に関わる旅費、宿泊費等は応募者の負担となります。

結果は、（予定）8月4日（金）までに本人宛に郵送にて通知します。

◆最終選考：学長による面談

〔面談日（予定）〕 8月21日（月）～8月25日（金）の間

第二次選考合格者に対して最終選考を行います。実施に当たっての詳細は、第二次選考合格者に第二次選考結果と併せて通知します。

なお、面談等に関わる旅費、宿泊費等は応募者の負担となります。

結果は、（予定）8月31日（木）までに本人宛に郵送にて通知します。

4 採用までの手続き

上記3(2)の最終選考により選考された応募者へ採用に係る確約書を郵送します。

なお、辞令交付は令和6年度当初となりますが、令和5年度末までに附属小学校管理職との業務引継ぎがあります。

5 採用形態等

(1) 採用予定日

令和6年4月1日

(2) 任期

① 任期は5年とし、業績評価により再任を可能とする。

② ①による任期の末日は、本学で定める定年に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

③ ②による任期の終了後に再採用されることは妨げない。

6 提出書類

(1) 履歴書

指定の書式(附属小学校ホームページからダウンロードしてください)

<http://partner.ed.kanazawa-u.ac.jp/fusho/>

※ 学校教員等の経歴については、職名(園長、校長、教頭、教諭等)を明記すること

(2) 教員免許を有している場合は、教員免許状の写し及び更新講習修了確認証明書等(該当者)の写し、又は教員免許状取得見込証明書の写し、又は教員免許状取得見込証明書

(3) ご自身のこれまでの組織マネジメントの経験において、最もマネジメント能力を発揮した実例(A4判、横書き、1,600字以内)。※ ワープロ・自筆の別は問いません。

(4) 着任後の抱負(A4判、横書き、1,200字以内)。※ ワープロ・自筆の別は問いません。

※ 提出された書類は、返却しません。提出書類に記入された情報は、国立大学法人金沢大学個人情報管理規程に基づき適正に管理します。

7 提出期限

令和5年6月20日(火)必着

8 提出先・方法

〒921-8105 石川県金沢市平和町1-1-15

金沢大学附属小学校長 宛

「校長応募書類」と朱書きの上、簡易書留で送付してください。

9 問い合わせ先

金沢大学附属小学校

E-mail : fusho@ml.kanazawa-u.ac.jp

FAX : (076) 226-2112

10 その他

- (1) 本学では、附属学校園間の連携を進めています。
- (2) 本校の正式名称は「金沢大学人間社会学域学校教育学類附属小学校」ですが、「金沢大学附属小学校」と略して表記する場合があります。
- (3) 現行の国立大学法人金沢大学職員給与規程、就業規則等（令和5年4月1日付一部改正予定）の詳細は、下記URLを参照ください。その他ご不明な点は、お問い合わせください。
(<http://www.kanazawa-u.ac.jp/university/administration/regulation/rules>)

〔参考〕

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第9条（校長・教員の欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者